

広島高速道路公社入札監視委員会の公開に関する取扱要領

令和2年7月13日
入札監視委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社入札監視委員会運営要綱（令和2年7月13日入札監視委員会委員長決定。以下「要綱」という。）第2条第6項の規定に基づき、広島高速道路公社入札監視委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議の公開は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 傍聴

(2) 議事録の閲覧

2 前項各号に掲げる会議の公開の方法又は要綱第2条第4項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、委員会が行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則10名とする。

(傍聴手続き)

第4条 会議の傍聴の申込みは、会議の当日、会議の開始予定時刻の30分前から受け付けるものとする。

2 傍聴者は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定による受付は、先に会議場に到着した者から順次行うこととし、その数が定員と同数になり次第、打ち切るものとする。

4 委員長は、会議の傍聴の申込みを行う者の数が定員を超えることが見込まれる場合であって、会議場の収容能力に余裕があり、傍聴席を増設することができると思われるときは、前条の規定にかかわらず、適宜、傍聴人の定員の増加に努めるものとする。

(傍聴者の入場)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

(2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不適当と認められるものを携帯している者

(3) はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

(4) 酒気を帯びている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると委員長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 委員長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

- 2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、委員長は、その者を退場させることができる。
- 3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(議事の概要の作成及び閲覧)

第8条 委員会の事務局は、要綱第2条第5項に基づき、次に掲げる事項を記載した議事の概要を作成し、広島高速道路公社総務部総務課にて閲覧に付すとともに、広島高速道路公社のホームページ上で公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) 出席した委員の氏名
- (5) 議題
- (6) 発言要旨
- (7) その他必要と認める事項

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月13日から施行する。